

○木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例

平成30年3月14日条例第2号

改正

平成30年9月28日条例第40号

令和4年9月23日条例第23号

令和6年2月16日条例第4号

木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市は、市民の自主的な活動の場を提供することにより、市民相互の交流の促進及び地域コミュニティの活性化を図るため、木更津市金田地域交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木更津市金田地域交流センター	木更津市金田東六丁目11番地1

(業務)

第3条 交流センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市民相互の交流の促進に関すること。
- (2) 市民の自主的な活動の支援に関すること。
- (3) 地域情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 生涯学習に関すること。
- (5) 交流センターの施設及び付属設備（以下「施設等」という。）の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(休館日)

第4条 交流センターの休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休

日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開館時間)

第5条 交流センターの開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、交流センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する業務
- (2) 交流センターの利用及びその制限に関する業務
- (3) 交流センターの管理運営に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(利用の許可)

第8条 施設等を利用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 交流センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるおそれがあるとき。
- (4) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当するとき。
- (6) その他交流センターの管理運営上支障があるとき。

4 指定管理者は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付す

ることができる。

(利用中止の届出)

第9条 利用許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、当該利用許可に係る施設等（以下「許可施設等」という。）の利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第3項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により許可施設等を利用することができなくなったとき。
- (5) 市が許可施設等を使用する必要が生じたとき。

2 前項第1号から第4号までの規定により利用許可を取り消し、又は許可施設等の利用を制限し、若しくは停止した場合において、利用者が受けた損害については、市又は指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(物品販売等の許可)

第11条 施設等を利用しようとするものは、交流センターにおいて次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) ポスター、チラシその他これらに類するものの掲示又は配布
- (3) 指定された場所以外での火気の使用

2 前項の許可を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

3 第8条（第1項前段を除く。）から前条までの規定は、第1項の許可について準用する。

(利用料金)

第12条 利用者は、交流センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を許可施設等を利用する前に指定管理者に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の減額又は免除をすることができる。

(利用料金の返還)

第14条 既に徴収した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

2 利用料金の返還を受けようとする利用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。ただし、指定管理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項)

第16条 交流センターにおいては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をしないこと。
- (3) 指定された場所以外の場所で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (4) 騒音、暴力等他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物を携行しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの管理運営に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。

(入館の禁止等)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

- (1) 前条各号の規定に違反した者又は違反するおそれがある者
- (2) 交流センターの管理運営上必要な指示に従わない者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流センターの管理運営上入館を禁止し、又は退館を命じる必要があると認める者

(立入り)

第18条 指定管理者は、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者が指定する職員に、利用中の施設に立ち入らせることができる。

(原状回復)

第19条 利用者は、その利用が終了したとき（第10条の規定により利用許可の取消しがあったときを含む。）は、直ちに許可施設等を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する場合において当該許可施設等を原状に復さないときは、自ら原状に復すとともに、当該許可施設等内の物品を他の場所において保管することができる。この場合において、当該原状回復又は当該保管に要する費用については、利用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第20条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(警察署長への意見聴取)

第21条 市長は、第8条第3項又は第10条第1項の規定により不許可又は利用許可の取消し等を行うとする場合で、必要があると認めるときは、交流センターを利用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、交流センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（平成30年9月28日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年9月23日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(施行前の準備)
- 2 この条例による改正後の木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定による利用料金の決定の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和6年2月16日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(施行前の準備)
- 2 この条例による改正後の木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の規定による利用料金の決定の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第12条第3項）

利用区分	単位	利用料金
多目的ホール	1時間当たり	1,500円
イベントスペース1	1時間当たり	500円
イベントスペース2	1時間当たり	500円
ワークショップ室1	1時間当たり	150円
ワークショップ室2	1時間当たり	150円
調理室	1時間当たり	400円
研修室1	1時間当たり	150円
研修室2	1時間当たり	150円
会議室1	1時間当たり	250円
会議室2	1時間当たり	250円
会議室3	1時間当たり	250円
和室1	1時間当たり	200円
和室2	1時間当たり	200円
コワーキングスペース（1人1席利用）	1時間当たり	50円
ギャラリースペース	1日当たり	1,000円

備考

- 1 市内に住所を有する者又は市の区域内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体でないものが利用する場合の利用料金は、利用区分に応じて本表に規定する利用料金（以下「規定利用料金」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 3 利用者が、入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金に、次に掲げる入場料の額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、2種類以上の入場料を徴収する場合は、当該徴収する額の最高額をその入場料として、利用料金を算出するものとする。
 - (1) 1,000円以下の額 5割
 - (2) 1,000円を超え5,000円以下の額 10割
 - (3) 5,000円を超える額 15割
- 4 営利又は営業の目的で利用する場合（コワーキングスペース（1人1席利用）を利用する場合を除く。）の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。
- 5 展示（営利又は営業の目的で利用する場合を除く。）の用途に供する場合の利用料金は、規定利用料金の5割に相当する額とする。

別表第2（第12条第3項）

利用区分	単位	利用料金
多目的ホール用グランドピアノ	1回当たり	3,000円

備考

- 1 利用料金には、調律を含まない。
- 2 調律は、利用者の負担とする。